

ダイレックス善通寺店・菓子処ハタダ善通寺店 (No.1195)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月13日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和4年8月15日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス善通寺店・菓子処ハタダ善通寺店
善通寺市上吉田町字寝馬 352 番1 外
- 3 法第8条第1項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・騒音及び振動について
室外機に関して、善通寺市公害防止条例の対象として 2.2kw 以上を届出対象としています。また、騒音規制法及び振動規制法の対象として 7.5kw 以上を届出対象としています。基準以上のものであれば届出が必要となりますので、善通寺市環境課へ届出をお願いします。
騒音における昼間・夜間の時間帯において、すべての予想地点で基準値以下に収まっていますが、今後周辺住民の方からの苦情の訴えが起きる可能性があるため、苦情等が発生した場合は、真摯に対応し、解決に努めるようにお願いします。
 - ・交通の安全について
交通整理員の配置等、生徒の安全に配慮していただいておりますが、事故等が無いよう営業開始から一定期間の間、児童・生徒の下校時刻には警備員を配置する等の一層の徹底をよろしくお願いいたします。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課
縦覧期間： 令和5年1月13日から令和5年2月13日まで